

(平成 29 年 2 月 20 日 午前 9 時 45 分)

●議長 (小林幸雄) おはようございます。御苦労さまでございます。

本日の出席議員は全員であります。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1、通告による一般質問を行います。

通告の 6 佐藤武雄議員。

- 1 観光・農・商工について
- 2 スポーツ振興について
- 3 町長答弁について
- 4 会館使用について
- 5 助成事業の考えは

議席番号 4 番・佐藤武雄議員。

◆ 4 番 (佐藤武雄) おはようございます。議席番号 4 番・佐藤武雄でございます。ちょっと多岐にわたるので、スムーズにいきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、町長の予算措置の状況について、伺いたいと思います。

町長の事業の公約や予算措置の状況、並びに既存の事業に対して、固定観念に捉われ当たり前のように予算措置されているだろうと思われる事業の、減少や見直しは、されているのか、まずこの点について、伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) おはようございます。佐藤武雄議員さんからの御質問でございますが、新年度事業と言いますか、新年度における予算措置の状況等々についての御質問であります。

私は、ご案内のように、この立場に立たせていただくに当たりまして、信頼と活力の町づくりというようなことで、人、地域、産業に活力ある町づくりをしたいんだということで、いくつかの公約を掲げさせていただいたわけでございます。それぞれの分野の中で、今までも精力的に職員の協力もいただきながら、実施をしてきているわけでございます。多くの課題と言いますか、公約については、手を付けさせていただいていると、自分自身では、思っております。そのことが、どう結果を出していくかということが、まさに、私に課せられた課題でありますので、そういったことの中で、今後もまた一生懸命取り組んでまいりたいというように思います。

特に、今年は公約以外でも、どうしても町政そのものは生き物でございますので、その時に生じる多くの課題もあるわけでございます。そういったことにも対応しつつ、公約実現に向けて、努力をしているということでございます。そういう中では、富士里支

館の今年度、合同庁舎の改修、あるいは、次年度に向けて、総合会館のリフォームに向けての設計だとか、大きな事業を組ませていただいておりますし、そしてまた、直接今年度予算とは関係ないと言えないのですが、繰越しになりますけれども、農産物の直売所の整備、野尻湖博物館のリフォーム等々も含めて、やらせていただくということでございます。そして、今年度事業の中では、医療給付の問題もでございます。18 歳まで、給付事業の拡大をさせていただく等々でございますし、また、インバウンド事業、これも地方創生も含めて、力を入れて、基盤である観光事業にも配慮をした予算編成をさせていただいているというようなことでございます。

要は、見直しをどういうふうに行っているかということも、御質問の趣旨の一つであろうかと思えます。随時、計画の見直し、評価をしつつ、その事業の見直し等も含めて、予算編成もし、実際予算付けと言いますか、編成にも努力をさせていただいているということでございます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 私は、大変問題のある事業があると思うんですが、それはこの次にしまして、多岐にわたって、大分広範囲にパンフレットや広告の補助金等が出ていると思うんですが、この合計金額を、できれば教えていただきたいと思えます。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 広告料の関係につきましては、テレビ、雑誌、ラジオ等への広告の掲出ですとか、JR の主要駅、また空港等の国際線等のパンフレットラックやポスターケースなどの費用を計上させてもらっておりまして、29 年度の予算におきましては、癒しの森の事業で広告費として 49 万 6000 円、観光関係で 568 万 5000 円、インバウンド関係で 1090 万 4000 円ということで、広告費につきましては、合計で 1708 万 5000 円となっております。また、パンフレットの製作費につきましては、癒しの森のパンフレットが、在庫がなくなったということで、170 万円を計上しております。また、毎年行っております、総合パンフレットにつきましては、500 万円を計上しているところであります。また、インバウンド関係におきましては、アクティビティのパンフレットを作成するというので 250 万円、それから、癒しの森の関係の中国語のパンフレットということで 70 万円を計上しているところで、パンフレット関係につきましては、990 万円の計上となっております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 大変、多岐にわたっていると思うんですが、これ、補助金の集約などができれば、大分予算の節約になると思うんですが、その辺の考えはありますでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 数字的に見ると、議員さんが言われたようなことにもなるのかなと思うのですが、ただ、今まさに地方創生というようなことの中で、インバウンド事業、先ほども言いましたけれども、インバウンド事業も含めて、それぞれの事業にも取り組んでいるというようなことの中での、数字的には、ある程度大きくなっているかなというふうに思いますし、これやはり、タイムリーに対応をしていかないと乗り遅れてしまうというようなこともございますので、そういった意味では、投じるべきところは、しっかりと投じながら、結果を出していただく、出していく、そういうことが大事なんじゃないかなと思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、先ほど、事業的に大変問題あると思うのは、委員会でも出ましたが、癒しの森推進事業だと思っています。それで、この事業の本筋である協定企業の数、それから提携旅館、年間の利用者数、それに伴う提携旅館の 1 日に対しての宿泊者数をお示してください。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 癒しの森の関係でございますけれども、今提携の団体数が 32 の企業となっております。それから、延べ利用者数につきましては、27 年度の段階ですけれども 4465 人、延べ宿泊者数につきましては 2765 泊となっております。癒しの森の宿の登録者数につきましては、26 の宿となっております、1 件当たりの利用者の人数というところまで、ちょっと今数字を持っておりませんので、一応これについては、調べないと分からないので、すみませんが、回答できません。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） これ、旅館で割れば、ならしでできるんじゃないですか。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 1 件当たりですと、年間で 106 人の割合となります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） そうしますと、1 日にすると何人になりますかね。この事業、10 年

以上になると思うんですね。それで、実績や費用対効果、億の金が入っているわけですが、推進委員会や町として効果の検証がされているのか。また、推進委員会は機能をしているのでしょうか。具体的に説明をお願いいたします。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 癒しの森の事業につきましては、本格稼働から 10 年が経過をしまして、延べ利用者数としては、既に 3 万人を超える方々にご利用をいただいているところです。事業の効果検証につきましては、毎年行いながら、更なる利用者増に向けて、取り組んでいるところです。また、本年度、町も協力し、筑波大学の生徒、教授から、森林セラピー事業の経済波及効果についての論文が発表され、専門的な見地からも、当町における森林セラピー事業の経済波及についての効果が検証されたところでもあります。検証におきましては、宿泊トレーナーなどの直接的に関わる経済効果だけではなく、各産業に与える経済波及効果にも踏み込んだ検証がされ、平成 23 年度から 27 年度までの 5 年間、合計で総合波及効果では、約 2 億 700 万円に上るとの研究結果となったところでもあります。今後更なる発展に向けて、取り組んでまいりたいと思っております。こんなことも、推進委員会の中でも報告をさせていただきながら、事業の更なる展開に向けて、進めていきたいと思っております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは次に、癒しの森環境整備事業が、新規に予算化されました。1520 万円、これは 3 社との委託事業ということで、3 年間の地方創生拠点整備交付金ハード事業で、財源が国補 600 万となりがし、過疎債 260 万、プラス町 600 万円の支出だと思んですが、地方創生とは、地方の平均所得を上げることだと言いますが、3 年間で、この新規事業で信濃町の住民の所得に対する本質、つまり地方創生の方向性と合っているのでしょうか。また、この事業に対し、町の持ち出し分は、3 年間で総額、どのくらいになるのか、お答えいただきたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） 本年度、地方創生推進交付金を活用しまして、自然体験プログラム造成実証実験として、労働者が都会のオフィスで働いている場合と、自然豊かな環境下で、リモートワークを行った場合で、脳波の変化を測定し、従来のアンケート調査等では調べることができなかった自然下での効能を比較調査したり、今回特殊な装置を使い、リアルタイムで脳がどのような状況になると、自分がリラックスしているのか、ストレスが溜まっているのかを視覚化し、研究を行っているところでもあります。次年度以降は、数多くのエビデンスを取りながら、医療関係者も実験に合流し、システムの開発に向けて、取り組んでまいるところであります。

また、都市まで電車で 2 時間強でアクセスできる当町は、リモートワークに適した場所であり、この実証実験の結果、1 社でも多くの企業に、信濃町にお越しいただくことを目標に事業展開したいと考えております。

成果の見通しについては、という御質問につきましては、実証実験がまさに今、動き出したばかりでございます。この脳波測定によって、自然環境下での効果が科学的に証明できるのではないかとという仮説に基づいて、事業を行っているところですので、見通しについての回答は、現時点でのお答えは、しかねるところでありますけれども、参加機関、共同で、更にはプロフェッショナルも加えながら、実証研究に取り組んでまいりたいと思っております。

町民への、どういう影響があるかということでございますけれども、更なる、今現在の癒しの森の事業に、更なるプラスアルファというものを加える中で、信濃町の観光客の増を図っていききたいというふうに考えております。なかなか町民の皆様につきましては、元々この自然豊かな環境におられるわけなので、森林セラピーという部分においては、なかなか理解をいただいている部分がございます。そんな中、事業としまして、月に 1 回程度、町民向けのいろいろなイベント、ウォーキング等のイベントを開催させていただいております。そういう部分で、また町の皆様にも利用いただきながら、この森林セラピーについても、御理解をいただきたいと思っております。金額的な部分については、ちょっともう少し時間をいただければと思いますが、お願いします。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） これなかなか、効果や成果について、町のどういうところにつなげていくのか、ちょっと不透明な部分が、大変あると思います。それで私は、新規にこういう森林環境整備事業、立ち上げたことについて、あまり理解ができないんですよ。やはり、町の喫緊の課題である少子化、人口減対策、移住、定住のみならず、実際に町内に居住している人々が流出しないような施策、また、地元雇用の拡大などの構築が、最優先されるべきだと考えていますが、町長の見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基本的には、町づくりにおいては今、佐藤議員さんが言われた部分もそうだと思うんですね。今、ちょっと前段に申し上げますが、癒しの森の事業については、今課長からも話がありましたように、まさに信濃町の自然豊かな、森林豊かな、この自然を活用して、より、言ってみれば、健康もそうですが、そしてまた、波及効果として観光にも良い影響が出ればいい、こういう方向で進めてきているわけですね。したがって今、話がありましたように、人数は 4400 人というような数字、利用者が 4400 人ぐらいというような、年間、ということでございますが、そんな意味で、年数がある程度経ってきたこの時に、今のままの癒しの森の推進でいいのか、というようなことで、昨年ですか、いわゆるガイドの皆さん方の団体、それから、専門的なコンサルティング



会社、そしてまた、地元のアファンの森財団、3 者が一つの組織を新たに立ち上げていただいて、その中で、今まで行政でやるのはいかがなものか、ということについては、その団体でやっていただいて、積極的にやっていきたいと思います、こういうことで進めているわけですので、その辺はまず、御理解をいただきたいと思います。

そしてこの事業が、一つとってみて、この事業が、全体的に、町どうなんだということ、もっと先にやるべきことがあるんじゃないかということなんですが、これらも通じながら、総合的にやっぱり、町づくりを進めていきたいということでございますので、片方で、定住移住等々も、私も、力を入れているという部分ではございますけれども、それを支える産業構造も、しっかりとやっぱり構築をしていかないと、そういった面での町づくりになっていかないんじゃないかなということでございますので、いろいろな良い影響を、それぞれの分野、分野で、線につなげて、この町づくりになっていけばいいなという思いでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） なるべく、町民に見える、実際に見えるような、何て言いますか、施策と言いますか、そういう形を取って、是非いただきたいと思います。

それでは、打刃物について、伺いたいと思います。

私は、打刃物について、ただ、手をこまねいているのではなく、例えば、新潟県の三条市などを参考に、調査、研究をして、以前、舟岳で行われていたような打刃物体験施設を、観光客が集まる道の駅などに併設して、長く継続するような施策を講じてはどうかと思いますけど、いかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） まさに、信濃町のもう一つの歴史的な産業と言いますか、信州打刃物についてであります。私自身も、この伝統を途切れさせちゃいけないなという強い思いを持っております。そういう中で、ようやくと言いますか、今年度、長野県の中小企業団体連合会とも連携をして、打刃物の皆さん方、組合の皆さん方も加わっていただいて、町も加わって、将来に向けて、どういう方向性がいいかというようなことを、今事業として、ここ 2 回ほど既に会議、会議と言いますか、打ち合わせをしながら、何とかそんなことで、新たな商品開発もしながら、やっていこうじゃないかと、こんなようなことで、今その緒に就いたということでございますので、この結果、どういうふうな発展性が出るかということ、私ども町としても、しっかりと応援すべきところは応援させていただくと、こういう気持ちでおりますので、よろしくまたお願いしたいと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 是非、伝統ある打刃物、前向きに守っていただきたいと思

ます。

それでは次に、新規就農者への支援体制について、農業委員長に伺いたいと思います。

農業者や耕作面積の減少防止、また、集落営農や認定農業者、新規就農者確保、育成などが、現在大変重要になっていると思われます。このような担い手らの経営が成り立つ環境整備が必要です。新規就農の壁となっている課題は、住宅や農地、農機具などの確保だと言われております。このことに対する支援体制と環境整備について、まず伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 須藤農業委員長。

■農業委員長（須藤照雄） お答え申し上げます。ちょっと難しいお話でございましたけれども、新規就農に対する支援体制でございますけれども、まず、一番、県の方で行っておりますのが、新規就農の関係でもって、準備型というのをやってございます。こちらの方へ位置付けられる方、5年間、年間150万円を給付するような形になっておりますけれども、250万円に所得が達するというと、打ち切られるというような、そんなような制度がございます。実際に、私ども信濃町の中におきましても、所得が250万円以上になってしまって、打ち切られたという方もございます。

それから、経営開始型というのがございまして、こちらの方も、実際に動いているところでございます。

さて、体制の関係でもって、若干お話し申し上げたいと思いますけれども、住宅の関係とか、そっちの方になりますと、また私どもの所管の方とは違いますもので、お答え申し上げられないわけでございますけれども、新規就農の関係だけでもって物事を考えていきますというと、私どもの町にありました営農支援センターと、県の農業普及センターの方が、相談窓口となっております。

じゃあ農業委員会は、どういうことをやっているのかというように問われるということになると思うんですけれども、農業委員会にありましては、新しく農業委員になられた方については、農業委員会憲章というのを、まず一番初めに、理解をしていただくということでもって、毎回、総会時にやっているところでございますけれども、それを徹底をさせていただいております。そして、農業委員会憲章に基づきまして、新規参入された方々を育成をしていくんだ、という物事の考え方の中で、新たにそういう方が出た場合にありましては、相談に乗れるように、そちらの方に赴いたり、それから声をかけたりして見守っていくような形をやってございます。それは、私ども農業委員会だけではできないことでございますもので、当然、町部局の方の産業観光課の方とも連携を取りながらやっているところでございますけれども、とりあえず農業委員会としては、こういうことをやらせていただいている、こういうことでございます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番 (佐藤武雄) それでは、農業委員改革について伺いたいと思います。地方分権一括法により改革の核となった地方自治法改正は、自治体の首長などを国の機関として位置付け、教育委員会制度の変更とともに、農業委員会改革は、農業委員の定数減とともに最適化推進委員の新設と、現場実態を踏まえた現実性、これは現場実態を踏まえた現実的な改革とは言えないと思われませんが、そこで、伺いたいと思いますが、首長の委員任命、議会の同意、そして農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について、現時点での懸念と課題について、伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 須藤農業委員会長。

■農業委員会長 (須藤照雄) お答え申し上げたいというふうに思います。ちょっと復習的なこととなりますけれども、農業委員会法の関係につきましては、平成 27 年 8 月 28 日に改正をされまして、9 月 4 日に公布をされたところでございます。改正法に基づきまして、昨年度、当町におきましては、農業委員会条例につきましても改正がされたということでもって、なっております。そして、そのところで、農業委員会につきましては、農業委員の定数を 16 名から 12 名に減にしたということでもございますけれども、農地最適化推進委員の関係のところについても委嘱をするような形でもって、お話がなされております。

今回の農業委員会法の中でもって一番大きく変わりましたのが、農地最適化推進委員の関係について、新設をなさいますよ、ということでございます。おそらく、私は、前向きに考えるのであれば、農地最適化推進委員の関係については、ここでもってやらざるを得なかったというふうに考えてございます。

私ども農業委員につきましては、地域の農業者の後押しを受けまして、地区代表の農業委員として、職責を担っているところでございます。ご案内のとおり、この条例改正に基づきまして、法改正と条例改正に基づきまして、農業委員については、首長の任命と、それから議会の同意が必要とされております。そして、この農業委員会の中でもって、農地最適化推進委員のところを選んでいくということでもって、あらかじめ、地区に 2 名以上ということでもって、お話を、上の方からいただいております。よって、農地最適化推進委員については、8 名を、私どもの方では選んで、お願いをするということになってございます。

農業委員会の関係につきましても、農業委員の関係、16 名から 12 名に減員になっておりまして、実際にどうなのかということをお問われると、実は、若干少ないのかなと思いつつも、そうは言いつつも、地元の中でもって考えていくと、ある程度、農業者というものは減少していくような形になってございます。そういう中でもって考えていきますと、ある程度、人間的には、そんなに増やすことはできない。結局、農業委員と農地最適化推進委員については、同じようなところでもって物事を判断をしているような方ではなくてはいけないということでもって、相当程度、農業の方に関わっている方ではなくてはいけないということがございますもので、と言いつつも、嘱託、委嘱をしなきゃいけない、8 名を委嘱しなきゃいけない。同じ人数ではどうしようもないと、農業



委員の方を減らすわけにはいかない、16 名の中でやることはできない。そういう中でもって、若干の苦しみがございました。

ただ、今まで見ておきますと、私どもも、耕作放棄地の関係を大分重点的にやってきました。平成 28 年におきましては、非農地通知も申し上げたところでございます。この、非農地通知を申し上げるまでには、相当程度の日数を要するような形になってございます。ほぼ、少ない方でも、担当された農業委員につきましては、半月程度はやっているんじゃないかなというふうに思いますし、私、山の中が多かったものですから、相当程度の日数を必要とした、というような形になっております。

農地最適化推進委員なんですけれども、現在のところ、農地中間管理機構と提携をしてやっていきなさいよということになっているわけでございます。ただ、私、一番心配をしているのは、その農地というものが、地域の中でもってしっかりと認識をされているかどうか、利用されているかどうか、というのが心配になってくるところです。一番大切なところは、人・農地プランというのを、私ども、農業委員会の方でもやりましょうということ、3、4 年前から、お話をしているところでございますけれども、人・農地プランということ、完璧には出来上がっていない。それこそ、そのお宅の所でもって、誰が農地を担って農業をやっていくかということが、しっかりと捉えきれていない、そういうところが、おそらく必要なんだろうというふうに思っております。その中で、その物事というものをしっかりと、現状というものを把握をする中でもって、新たにそこでもって、どういうふうに、その地域をやっていくか、というような段階でもって、ここ数年は動いているところだろうというふうに思っております。

今、私のところでもって、何が心配なんだ、課題なんだということを言われると、おそらく、人・農地プランのところというものを、しっかりと物事を作り上げて、次のプランというものを出していくというのが、おそらく、次の第 22 代の農業委員会のところに課せられていく課題ではないか、こんなふうに考えてございます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、次に、DMO 構築について伺いたいと思います。地域の観光戦力を担う推進組織である DMO、デスティネーション・マネージメント・オーガニゼーション、これは欧米型の組織で、観光庁への登録制度で、県関連の登録は 10 法人だということですが、地域一帯の DMO 構築へ、多様な事業者、関係者との連携への道筋を、まず伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） DMO の構築に当たりましては、これまで観光地域づくりにおいて文化、農林漁業、商工業、環境、スポーツなど、地域の関連事業者や、住民等の多様な関係者を巻き込んだ取組が不十分であり、来訪者に関するデータの収集、分析

においても不十分であり、ターゲットとなる顧客層や、地域のコンセプトが十分に絞られていないという課題があります。DMOは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った、観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と共同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を、着実に実施する法人とされており、平成 27 年度に観光庁が、日本版 DMOとして、打ち出したものでございます。

町におきましては、観光協会、振興局、商工会や、スポーツ合宿、癒しの森事業、農家民泊に携わる団体など、また、道の駅、文化施設の三館、スキー場や野尻湖等での体験施設、町内での宿泊施設や飲食店、農産物の生産組合、交通事業者等様々な関係者により、信濃町の観光が成り立っているものでございます。DMOの検討に当たりましては、これらの幅広い分野の関係団体の参画により、多様な人材からのノウハウを取り込み、競争力を持つ観光戦略を構築し、稼げる観光地域を作っていく必要があるところであります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4番（佐藤武雄） これ、観光庁への法人登録の考えなんですが、観光協会、それから、振興局ですか、統合して行うのか、単独で行うのか、また、創生の交付金の考えを、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 小林産業観光課長。

■産業観光課長（小林義之） DMOという組織は、観光においては、本当に理想的な組織であります。立ち上げに当たりましては、各種団体をまとめていく、本当に先導的な人材が必要であります。また、DMOは新規登録ではなく、既存の法人であっても、要件を満たせば登録することができますので、仮にDMOを進めるとすれば、既存の組織が中心となり立ち上げるのか、新たな法人を立ち上げなければいけないなど、DMOの法人登録ありきではなく、根本的なところから、信濃町の観光の魅力アップも含める中で、有識者や関係者と一緒に、次年度以降、検討してまいりたいと考えております。

また、DMOに対しての補助金でございますけれども、基本的にはDMOは競争力を持つ観光戦略を構築をして、稼げる観光地域を作っていくことが目的であります。将来的には、関係する団体が儲かれば、その一部を組織の運営費として、自主財源として、経営を行っていただくようなこととなるところであります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4番（佐藤武雄） それでは、ちょっと時間もなくなってきたので、町長に、菅川栈橋の現在の進捗状況、それと今後の展望、また先の見通しを伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 菅川栈橋については、今年度予算の中で、設計等についてもお認めをいただき、今その方向で進んでいる。合わせまして、設計に当たっては、県と、河川法の関係もあつたりして河川課の関係、それから自然保護法の関係もございますので環境省等々と、関連機関と、今、調整を図りつつ、今年度の部分については、まとめ上げたいというようなことで、今進んでおります。その方向性がしっかり定まった段階で、今度はその事業化ということで進めるということですが、今の段階では、29年度は、その辺の、何か問題があつてはいけないので、しっかりと関係機関との調整をさせていただいて、万全を期して事業化に進めていきたいと、こういうことでございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4番（佐藤武雄） それと、一応、公共栈橋として設計をしているのか、ということと、菅川区に、途中経過などを報告が行われているのか、この点について、伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 基本的には、公共栈橋という考え方であります。そして、地元の皆さんに対する説明でございますが、これも今随時、近々そんなことで、また今までの経過も含めてご報告をし、共々、共通の理解で進めたいというふうに思っています。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4番（佐藤武雄） 是非、よろしくお願い致します。

それでは、次に、少し飛ばしまして、スポーツ振興について伺いたいと思います。

クロスカントリーの現状について、まず伺いたいと思いますが、信濃町5小学校統合から5シーズン目の冬になりましたが、以前は町学童に始まり、信越学童、県小、県中、各種大会が多くあり、選手が、町内の選手が大変参加して、レベルも大変高かったように思います。先の全中やインターハイ、特にインターハイでの外谷涼太君と小林志織さんの活躍は、皆さんもご存じのとおりと思います。また、長野でのかがやき国体では、外谷君と小林比呂君の活躍もありました。ちなみに、長野県の総監督の佐藤志郎さんは、クロスカントリーを通じての私の友人です。また、現在、札幌冬季アジア大会にはレンディング陽君が出場していますので、応援をよろしくお願いしたいと思います。

そこで伺いたいと思いますが、町学童などがなくなり、競技的なレベルや競技人口の低下は否めないと思います。そこで小中学校のクロスの現状、競技人口、及びコーチ体制の把握や強化をどのように考えているのか、教育次長、教育長の順でお願いいたしま

す。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 御質問にお答えいたします。統合前の各小学校でのスキーでの取組には差があったところですが、多くは授業のみの学習であり、当時は、町の学童スキー大会がありましたので、大会前には朝、それから放課後の時間にも練習をしていたところですが。統合 5 年が経ちまして、現在、授業のみのスキー学習ということで行っているところですが。

また、授業のみではなく、より技術を向上させたいというような児童につきましては、町のクロスカントリーのスキークラブに加入して活動しております。先月行われました黒姫クロカンの大会には、8 名の児童が参加しています。中学生では、部活、部員数ですが、男子が、8 年生が 1 名、7 年生が 3 名、女子は、7 年生が 1 名ということで、計 5 名になります。今年度の全中には、男子 2 名が出場しております。卒業生では今年度、国体、それからインターハイに入賞するなど活躍されている卒業生の方はいらっしゃいます。部活動の体制ですが、町のクロスカントリーのスキークラブ、それから、保護者の皆さんとも連携しながら、活動を行っているというのが現状でございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） 佐藤議員さんも、若かりし頃から、クロスカントリーに親しまれて、実情をよくお分かりかと思っております。先ほど申し上げたとおり、統合後の、朝・夕につきましては、バスでの通学ということでございますので、なかなか時間的な余裕が取れないということ、もう一つは、学校の先生方の中には、趣味としてお持ちの方もおいでではあるんですけども、なかなか活動の顧問という立場のみで、実質的な指導は、なかなかでき得ないということでございまして、先ほども次長から話がございましたように、町のクロスカントリーの関係の皆さんや、また学校の P T A の中に学校支援部という部隊がございまして、その皆さんが、大会等の引率、あるいは付き添い等々、主体的に担っていただいて、今展開をしているところでございます。これからも、どうしてもクロスカントリーのスキーということにつきましては、授業が主体になろうかと思えます。ただ、子供たちは、メンバー少ないながらに一生懸命、直近の大会への出場を目指して、熱心に取り組んでおりますということをご報告をさせていただきます。以上でございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 是非、前向きに取り組んでいていただきたいと思えます。

それでは、会館使用について、伺いたいと思えます。



一応、町としての対応や、使用基準について、伺いたいと思いますが、先ごろ、北安曇郡池田町での、民主・共産などに対する会場使用取り消しについての報道がありました。社会教育法 5 章、公民館の運営方針 25 条の、公民館は、次の行為を行ってはならない。1 として、営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ、その他、営利事業を援助すること。2 つ目として、特定の政党の利害に関する事業を行い云々、と書かれています。まず、当町として、各公民館及び総合会館、柏原支館、信濃町公民館が併設と、地域交流施設、古間支館などの使用基準や、管理運営の住み分けなどを、一応伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 佐藤教育次長。

■教育次長（佐藤巳希夫） 総合会館、それから地域交流施設、野尻湖支館、それから富士里支館という四つの施設がございますが、条例に設置及び管理の条例が、それぞれとどうか、ございまして、そちらの内容に沿いまして、許可等をしているところでございます。総合会館につきましては、自治法の規定に基づきまして、総合会館の設置及び管理に関して必要な事項を、条例上で定めております。また、各公民館につきましては、社会教育法によりまして、設置及び管理の条例を、整備して運用しているところでございます。以上です。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 次に行きます。平成 27 年 7 月 18 日、主催・信濃町九条の会、聞こう石の鐘メッセージ、後援・信濃町、信濃町教育委員会、お問い合わせ・信濃町九条の会 永原和男さん、入場料 500 円、とありますが、これ明らかに、特定の政党の後援は、町として、また教育委員会として、大変不適切かつ社会教育法に抵触していると思いますが、見解を伺います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 前段でまず一つ、誤解があるといけませんので、申し上げさせていただきますが、総合会館は、先ほど教育次長からも話がありましたように、自治法上の公の施設としての根拠に依拠して、設置されているということで、建物の、当時、造ったときの長が、あまりに制約され過ぎて自由に使えなくて具合が悪いということで、総合会館という名前の下で、事務室を公民館として、そしてあとは自由に使えるようになるようなことになっているわけでありまして。そこで、今お話しのとおり、そういうお話が、使用の実態があって、後援をしたということですが、後援の仕方については、それぞれ実は、いろいろな自治体においても、いろいろな状況があるわけでありまして。私どもは、そういった会館使用に当たっては、まず問題ないというように捉えておりますし、今、佐藤議員が政治団体というふうなことをおっしゃられましたが、時に、その後援をした

団体は、政治団体じゃないんですね。ですから、そういった意味では、私どもは、まさにこの憲法問題も含めて、自由に議論を深める、そういうことでは、しっかりとそういったことも、何て言いますか、中身的に異論があるわけじゃありませんので、後援しても何ら問題ないだろうと、こういう判断に基づいて、進めたところであります。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 時間になりましたので、またこの次に、じっくりやりたいと思います。

それでは、助成事業について、伺いたいと思います。福祉タクシー、バス券、助成事業の利用頻度が大変少ないなど、懸念されております。このことに対する、地域公共交通協議会として、検証や改善はされているのか、まず伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 福祉タクシー、それから、路線バスの補助でありますけれども、これについては、町の福祉政策として、75 歳以上の方に、それぞれ年間、タクシー券については 4 枚、路線バスについては 48 枚というような形で交付されております。これに基づいて、公共交通としましては、できるだけ多くの皆さんに活用していただきたいということで、実際の利用をいただいておりますけれども、現実的には、利用度そのものについては少ないというような報告を受けております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 私が一番やっていただきたいなと思っているのは、まず、公共タクシー、75 歳以上の後期高齢者に対して、700 円掛ける 4 枚を限度に、基本料金の助成が行われているわけですが、このことに対しまして、町内一律の枚数ではなく、タクシーですから、距離によって枚数を増やすなど、考えていただきたいと、協議会で。そして、距離的なことを検証するとともに、75 歳以上の高齢者が、今後増えるのか、減るのか、展望も含めて伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） この件につきましては、交通協議会で検討すべき事項ではなく、町の福祉政策として行っておりますので、その点また、行政として、どのようなあり方か、また検証をする中で検討をしてみたいと思っております。ただ、距離等によっての交付ということになりますと、限度等が明らかに、明確にできないというような状況でありますので、今現在の交付の仕方を基本としてみたいと考えております。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） それでは、もう一つ伺います。現在急速に、高齢者ドライバーの事故が全国で多発しております。そこで、町のデマンドタクシー、バスは、利用券ではなく、将来的には障害も多々あるとは思いますが、75 歳以上は無料にしては、ということなんです、町長の見解、また副町長の見解を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 状況に応じて、しっかりと検討する材料も今、一つかなと思います。

●議長（小林幸雄） 和田副町長。

■副町長（和田勇人） 町長が申すとおりでございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） 町長も副町長も、こういう、障害は多々あるとは思いますが、実現に向けて是非、どうすればできるか、どうすれば実現するかという努力をしていただきたいと思います。それで、町長、この枚数や助成金額は、老人福祉の観点から、十分だと考えておりますでしょうか。最後に伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 施策上で、提供する側と受けられる側のニュアンスと言いますか、それは極めて変わってくるんですね。ですから、今申し上げたように、私ども、今やっている、あるいは、今の申されたそのタクシー関係の補助、それから福祉全般にわたっても、100 パーセント、それが素晴らしい福祉を今、やっていますよというようなことは、私どもの立場としては、言える立場じゃないだろうなど。そういった方向に向けて、それぞれ今後、着実に努力もし、状況の変化をしっかりと見極めて、対応をさせていただくと、こういうことでございます。

●議長（小林幸雄） 佐藤議員。

◆4 番（佐藤武雄） ありがとうございました。以上で、私の一般質問は終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、佐藤武雄議員の一般質問を終わります。この際、10 時 55 分まで、暫時休憩といたします。 (午前 10 時 41 分)

(平成 29 年 2 月 20 日 午前 10 時 55 分)

●議長 (小林幸雄) それでは会議を再開いたします。

石川議員の質問の前に、先ほど佐藤武雄議員の質問に対しまして、答弁漏れがございました。それからもう一つは訂正がございますので、まずお願いしたいと思います。小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 先ほど佐藤武雄議員から、癒しの森環境整備事業について、今後の金額的なものはどうなるかということでございます。28、29、30 年度で、全体での事業費が 3224 万円となっております、地方創生の推進交付金、また普通交付税等の収入が 2094 万 5000 円ございますので、残り 1129 万 5000 円については特別交付税でも措置されることとなっております、5 割から 10 割分がくるということで、ちょっとこの数字的なものはどれくらいくるか、まだ分からない状況でありますけれども、残りについては、5 割以上は特別交付税で更に交付されるということでございます。

●議長 (小林幸雄) 須藤農業委員会長。

■農業委員会長 (須藤照雄) 基本的なことでございますので、しっかりと訂正をさせていただきたいというふうに思います。第 21 代、平成 28 年度までの農業委員の定数につきましては 18 名でございます。16 名ではございません。新たに 29 年度からは 12 名になって、推進委員の関係につきましては 8 名ということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

●議長 (小林幸雄) 以上でございます。進行いたします。

(通告 7 石川広之議員 一般質問へ)